



目 次

告 示	ページ
◎告示（特定個人情報の提供の求め等に 係る電子計算機の設置等関連事務の委 任）の一部改正（デジタル政 策課）	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出（経営支援課）	1
○道路の供用開始（道 路 課）	1

告 示

高知県告示第13号

平成29年7月高知県告示第536号（特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任）の一部を次のように改正する。

令和4年1月11日

高知県知事 濱田 省司

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令」に改める。

高知県告示第14号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年1月11日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社 代表取締役 足田 直太郎
- 届出者の住所
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
コーナンPRO高知若松店
高知市若松町1510
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社 代表取締役 足田 直太郎
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
コーナン商事株式会社	代表取締役 足田 直太郎	大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

- 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年6月1日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,240平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数
52台
 - 駐輪場の収容台数
15台
 - 荷さばき施設の面積
47平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の容量
11立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前6時15分
閉店時刻 午後9時45分
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から午後10時まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 届出年月日
令和3年12月20日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課

- 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見の内容

高知県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年1月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月11日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 南国伊野
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市土佐山弘瀬字ウヲキ 471番1から 高知市土佐山弘瀬字ウヲキ 469番1まで	91	令和4年1月11日